

旭川市給付型奨学金（大学等）の概要について

目 的

大学等へ入学を予定している学生等へ、返済不要の奨学金を支給し、その教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与する。

支給対象条件

- ①申請日において、旭川市内及び近隣8町に所在する高等学校（全日・定時）若しくは通信制高校に在学していること。
- ②申請年度の翌年度に大学等へ入学する者
- ③生計維持者が、申請年度の初日の属する年の1月1日の時点で、本市に住所を有していること。
- ④申請日において、学生等又は生計維持者が旭川市奨学金貸付条例又は旭川市入学仕度金貸付条例に基づく貸付けを受けている場合にあっては、当該貸付けに係る滞納がないこと。
- ⑤申請日において、学生等及び生計維持者に市税の滞納がないこと。
- ⑥生計維持者に係る申請年度分の市・道民税の所得割の額を合算した額が、257,500円未満であること。
- ⑦学業が優秀で性行が善良であること。

入学準備金・奨学金

①入学準備金

市外大学等（自宅外通学） 500,000円

市内大学等（自宅通勤） 300,000円

②奨学金（大学等第2学年から支給）

学生等1人につき年額100,000円（6月と12月の2回に分けて支給）

定 員

予算の範囲内（令和5年度は100人）

その他の条件等

- ①学生等が休学したときは、その期間中給付型奨学金の支給を休止する。
- ②大学等から原級留置（留年）とされたときは給付型奨学金廃止する（負傷、疾病等による場合であって、市長が特に認めたときを除きます。）。
- ③大学等を退学したとき（他の大学等に編入学をした場合等であって、市長が特に認めたときを除きます。）。
- ④生計維持者が本市に住所を有しないと認められたとき（やむを得ない事情があると市長が認めたときを除きます。）。